

東京都難病診療連携拠点病院及び東京都難病医療協力病院の広告について

難病について、早期の正しい診断、適切な疾病管理のための治療継続及び良質な療養生活の確保を図るため、「東京都難病診療連携拠点病院」及び「東京都難病医療協力病院」を指定し、厚生労働省告示に基づく「都道府県知事の定める事項」として、その名称を広告できるようにする。

(根拠法令等)

- 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第6条の5第1項第13号
第6条の5 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。
(略)
13 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

- 医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年3月30日厚生労働省告示第108号）第4条17号
第4条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。
(略)
17 前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項

- 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）
「前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項」については、地方公共団体の単独事業として実施している事業に関する事項等について、都道府県知事が公示することにより、当該都道府県の区域内において広告できる事項とすることができるようにする趣旨であること。
なお、事項を定めるに当たっては、各都道府県における診療に関する学識経験者の団体又は都道府県医療審議会の意見を聴く等の方法により、関係者の合意形成に努めるよう配慮されたいこと。